

『瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する行政評価・監視』結果の公表



(極楽寺山から)

瀬戸内海国立公園は、昭和9年に我が国初の国立公園として指定され、陸域面積が約6万7千ha、海域を含めた総面積が約90万4千haに及ぶ1府10県にまたがる日本一広大な国立公園である。また、大小合わせて1,000あまりに及ぶ島々が点在する「多島海景観」を特長としており、年間約4,000万人の利用者が訪れている。

中国四国管区行政評価局は、平成27年8月から、瀬戸内海国立公園における公園施設の整備、維持管理の実施状況等について調査しました。本調査結果に基づき、本日、中国四国地方環境事務所に対して、『管理運営計画の早期改定』や『公園施設の適切な管理』、『利用者に対する情報提供の充実』など、必要な改善措置を講じるよう通知しました。

(注) 「行政評価・監視」は、法規性や適正性の確保などの視点から調査を行い、行政運営の改善を推進するものです。全国的に実施する「全国計画調査」と、出先機関が企画し地域的に実施する「地域計画調査」があり、本調査は「地域計画調査」として実施したものです。

〔本件連絡先〕

中国四国管区行政評価局 第二部第1評価監視官室
(担当) 河元 猛 (電話) : 082-228-6352

調査の途上において瀬戸内海国立公園の特長である「内海多島海景観」が随所でみられたが、眺望が確保されていない展望台や、破損した施設があるなどの課題もみられた。



野呂山からの眺望(呉市)



鷲羽山からの眺望(倉敷市)



眺望が確保されていない展望台



破損したテントサイト

行政評価・監視結果のポイント

背景

- 瀬戸内海国立公園は、1府10県にまたがる日本一広大な国立公園であり、「内海多島海景観」が最大の特長
- 現在、政府は国内外の多くの人々を地域に呼び込み、観光を地方創生につなげる重要施策として位置づけて様々な取組を推進。中国地方においても瀬戸内版DMO(※)の創設や、瀬戸内海を中心とした県域を越えた広域的な連携による取組が展開
 - (※)DMO…Destination Management/Marketing Organizationの略。地域観光の主体として、マーケティングや地域マネジメントを専門に行う組織の総称
- 一方、その広大さから施設の維持管理等について課題があることが経済団体等から指摘

調査の概要

【主な調査事項】

- 1 管理運営計画の策定状況
- 2 公園施設の整備及び維持管理の実施状況
- 3 利用者に対する情報提供の実施状況

【調査対象機関】

- 1 調査対象機関：中国四国地方環境事務所
- 2 関連調査等対象機関：県、市、関係団体等

【調査実施期間】

平成27年8月～平成28年3月

主な通知事項

- 1 現状に即した管理運営計画の変更
- 2 公園施設の適正な管理、利用の確保
 - ・ 公園施設の適切な維持管理
 - ・ 展望地からの眺望の確保
 - ・ 違反行為の予防・発見のための巡視等の励行
- 3 利用者に対する情報提供の充実
 - ・ 標識等の適切な設置・管理等
 - ・ ビジターセンター等における情報提供の充実等

【通知日】平成28年3月22日

【通知先】中国四国地方環境事務所

利用者が快適に過ごし、愛される瀬戸内海国立公園へ

1 現状に即した管理運営計画の変更

結果報告書P3~10

制度の概要

- 地方環境事務所長は、地域の実情に即した公園の管理運営を図るとともに、公園の管理運営を協働により進めていくことで国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るため、国立公園管理運営計画を作成

調査結果の概要

- 瀬戸内海国立公園のうち、調査対象3県に係る国立公園管理運営計画は4計画(岡山県地域、広島県地域、山口県地域及び関門海峡地域)
- 調査対象3県に係る4計画のうち2計画(広島県地域及び関門海峡地域)は、作成後25年以上、一度も変更されていない
- これら2計画について、現状とそぐわない点あり
 - ① 平成15年4月に開設された大久野島ビジターセンターに係る記載がない。(広島県地域)
 - ② 広告物に関する行為許可について具体的な取扱方針が未記載(関門海峡地域) 等

主な通知事項

- 広島県地域及び関門海峡地域の管理運営計画について、早期に、現状に即した内容に変更すること



2 公園施設の適正な管理、利用の確保

(1) 公園施設の適切な維持管理

結果報告書P11~25

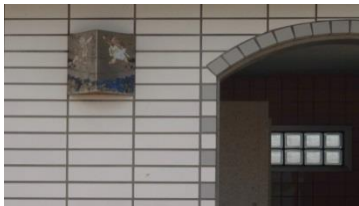
制度の概要

- 国立公園では、国のほか、地方公共団体等多様な主体が公園施設を整備し、各設置者の責務において、公園施設の維持管理を実施

調査結果の概要

- 調査対象3県内12地区を対象に、公園施設の維持管理状況を調査
- 公園施設の維持管理が不適切となっているもの(10事例)
(環境省直轄施設3事例、地方公共団体設置の公園施設6事例、民間公園事業施設1事例)

【維持管理が不適切となっている例】



＜トイレの女性用表示の色が消失し、分かりにくくなっているもの＞



＜洗面台の前に雑巾が干され、利用者の快適な利用を妨げるおそれがあるもの＞



＜テントサイトの床が破損し、利用できないもの＞

主な通知事項

- ① 環境省直轄施設については、利用者の立場からみて望ましい公園施設の管理のあり方について再検討すること
民間公園事業施設については、関係事業者に対し、管理する公園施設の適正な管理について周知徹底を図ること
- ② 地方公共団体が設置・管理する公園施設については、既存の連絡会議、日常の業務連絡等を通じて、管理運営の実態把握、情報等の共有を図ることにより、適正な維持管理の促進について協力するよう一層努めること

など



(2) 展望地の眺望の確保

結果報告書P26～35

制度の概要

- 瀬戸内海国立公園は内海の多島海景観が特長であり、優れた自然の風景地の保護及びその適正な利用の増進を図る上でも、展望地の眺望の確保は重要

調査結果の概要

- 調査対象3県内12地区を対象に、展望地からの眺望の確保状況を調査
- 周囲の樹木により、展望地からの眺望の確保が不十分となっているもの(10事例)
(環境省直轄施設1事例、地方公共団体設置の公園施設9事例)
- 眺望の確保が不十分な展望地の中には、公園内の誘導標識等で「展望広場」、「展望台」などと表示されているものがあり、眺望を期待して展望地を訪れた利用者の期待を裏切るおそれあり

【展望地からの眺望の確保が不十分となっている例】



主な通知事項

- ① 環境省直轄施設のうち、展望地からの眺望の確保が十分でないものについては、周囲の樹木の伐採等、眺望の確保に必要な措置をとること
- ② 地方公共団体設置の公園施設における展望地からの眺望の確保について、既存の連絡会議、日常の業務連絡等を通じて、情報共有、認識の共有を図り、その推進について協力するよう一層努めること
など

(3) 違反行為の予防・発見のための巡視等の励行

結果報告書P36～43

制度の概要

- 国立公園の特別地域、特別保護地区内においては、工作物の新築・改築・増築、木材の伐採等の開発行為等は、環境大臣の許可が必要。環境大臣の権限の一部は地方環境事務所に委任されており、調査対象3県のうち岡山県及び山口県においては、環境大臣の権限に属する事務の一部を県知事が実施(法定受託事務)

調査結果の概要

- 調査対象3県内12地区を対象に、開発行為等の許可取得の励行状況を調査
- 開発行為等の許可を得ないで工作物等を設置しているもの
特別地域において、食堂への誘導看板を無許可で設置している(地方環境事務所長権限)。
- 営業用施設が廃業後も撤去されなくて景観を阻害しているもの
国立公園の利用拠点である集団施設地区において、営業用施設が廃業後も撤去されなくて、周辺の景観を阻害している。

主な通知事項

- ① 国立公園の巡視等に当たっては、開発行為等の許可を得ていない工作物の設置等の実態把握に一層留意すること
- ② 環境大臣及び地方環境事務所長権限に係る無許可行為を把握した場合には、行為者の把握に努めるとともに、施設撤去等の必要な措置を講ずるよう指導すること
- ③ 老朽化し利用されなくなった施設があるため、周辺の風致・景観を著しく阻害している状況がみられる場合、関係機関と協力し、利用者の安全確保を図るとともに、当該施設の撤去等に尽力すること
など

3 利用者に対する情報提供の充実

(1) 標識等の適切な設置・管理等

結果報告書P44～65

制度の概要

○ 国立公園では、公園施設に付随する施設として、利用者に公園への誘導、自然等の解説等の伝達の役割を担う公共標識を整備

調査結果の概要

- 調査対象3県内12地区を対象に、公共標識の設置・管理状況を調査
- 情報内容等が不備・不適切なもの(計16事例)

- ①分岐点等の必要な箇所に案内標識がないもの、分かりにくいもの
(8事例 環境省設置:4事例、地方公共団体設置:1事例、その他:3)
- ②内容に誤りがあり、利用者を誤誘導するおそれのあるもの(2事例 環境省設置:1事例、地方公共団体設置:1事例)
- ③利用者に対する注意喚起が不足している又は不備があるもの(4事例 環境省設置:1事例 地方公共団体設置:3事例)
- ④外国人が多く利用することが想定される地点でありながら、多言語化されていないもの(2事例 環境省設置:2事例)

主な通知事項

- ① 環境省直轄地においては、関係機関と調整の上、利用者の目線に合った案内標識の更新・整備を行うこと
地方公共団体等が設置した公共標識等については、設置方針等を尊重しつつ、情報共有等を図ること
- ② 今後、国立公園内において公共標識を整備する際には、外国人旅行者の動向を踏まえ、多言語化の必要性を検討すること

など

(2) ビジターセンター等における情報提供の充実等

結果報告書P66～82

制度の概要

○ ビジターセンターは、主としてその公園の地形、地質、動物、植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう解説、展示するための施設

調査結果の概要

- 調査対象3県内の瀬戸内海国立公園に設置されているビジターセンターにおける利用者に対する情報提供等の実施状況等を調査
- 展示施設が故障して利用できないもの(1事例)、展示物等の多言語表記が行われていないもの(1事例)



〈3台中3台故障。画面に「調整中」の表示〉



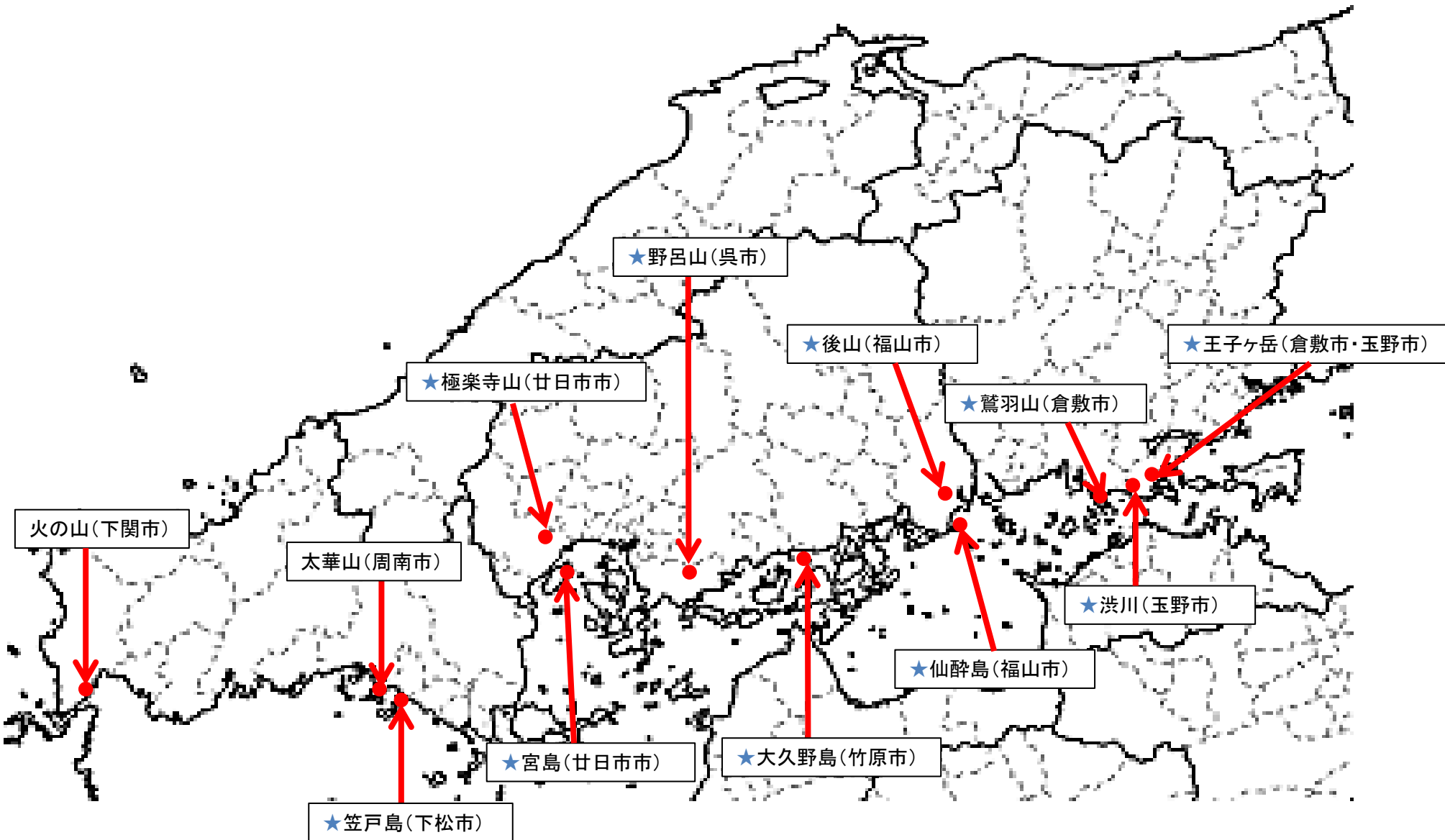
〈日本語のみで記載された展示施設〉

主な通知事項

- ① 環境省直轄施設のビジターセンターの展示施設の維持管理を適切に行い、万一故障が発生した場合は特段の事情のない限り速やかに補修すること
- ② 環境省直轄施設のビジターセンターについて、外国人の利用状況等を踏まえ、多言語表記の取組を行うこと

など

瀬戸内海国立公園の保護及び利用に関する行政評価・監視 調査対象地区



(注) 1 ●印は、調査対象とした地区を示す。

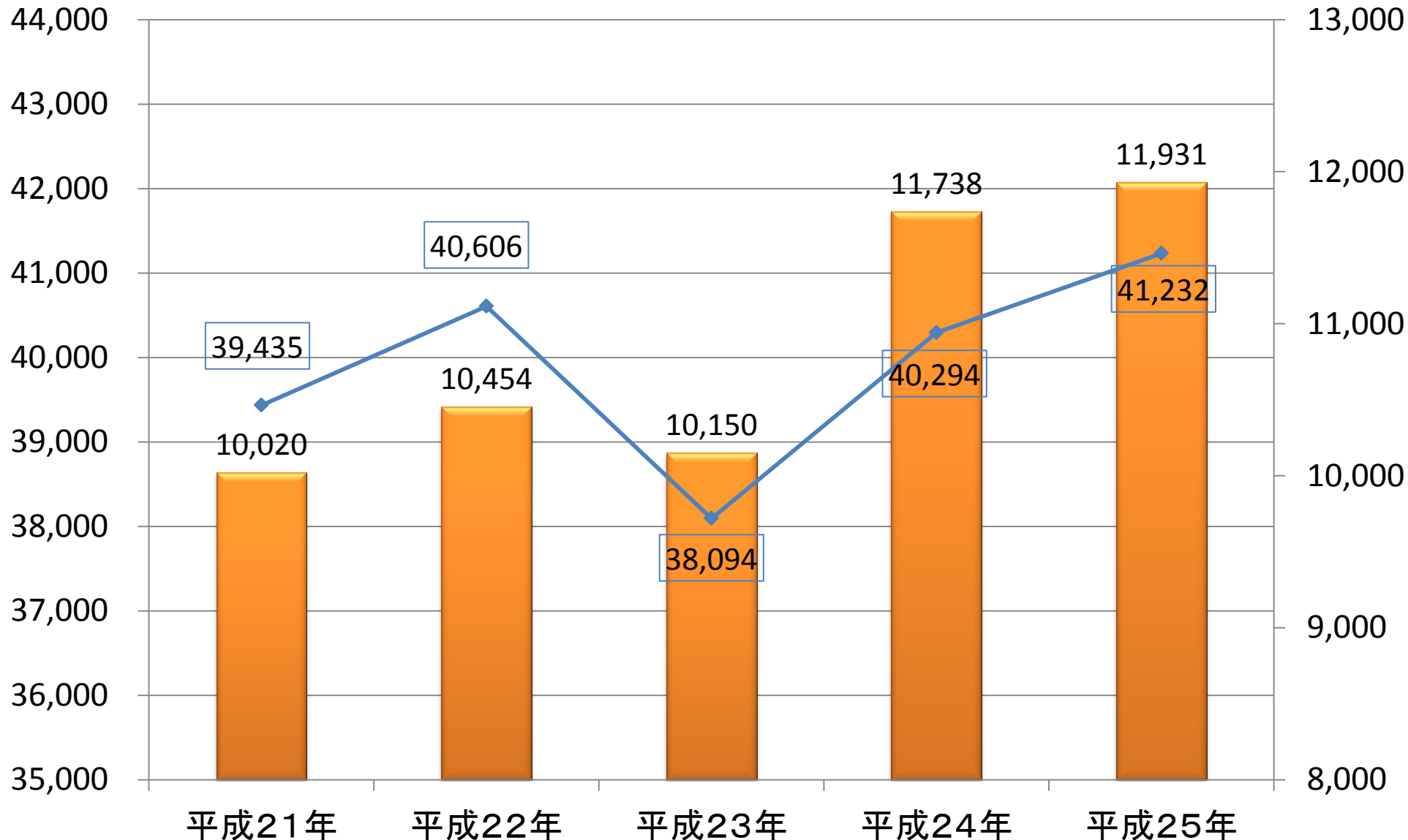
2 地区名の前に★を付したものは、調査結果報告書に事例が掲載されている地区を示す。

(参考資料)

瀬戸内海国立公園の利用者数の推移

(単位:千人)

(単位:千人)



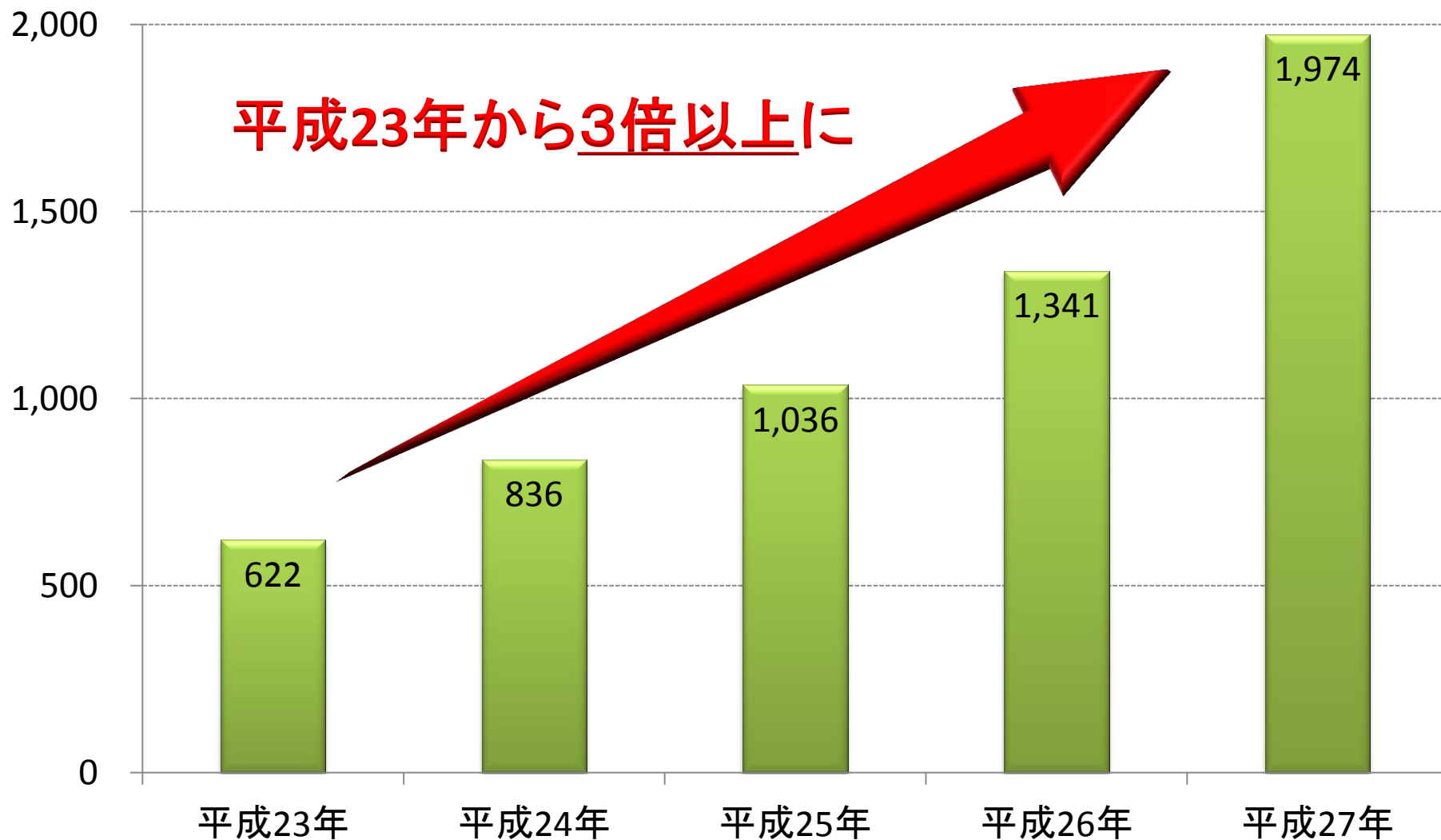
(注) 1 環境省の資料(自然公園等利用者数調)に基づき、当局が作成

2 棒グラフは中国地方に所在する瀬戸内海国立公園の年間利用者数であり、折れ線グラフは瀬戸内海国立公園全体の利用者数を表す。

(参考資料)

日本全体の訪日外国人旅行者数の推移

(単位:万人)



- (注) 1 観光庁HPに掲載されている報道発表資料 (平成28年1月19日) を基に当局が作成
2 平成27年の数値については速報値であり、今後改定される可能性があるとのこと